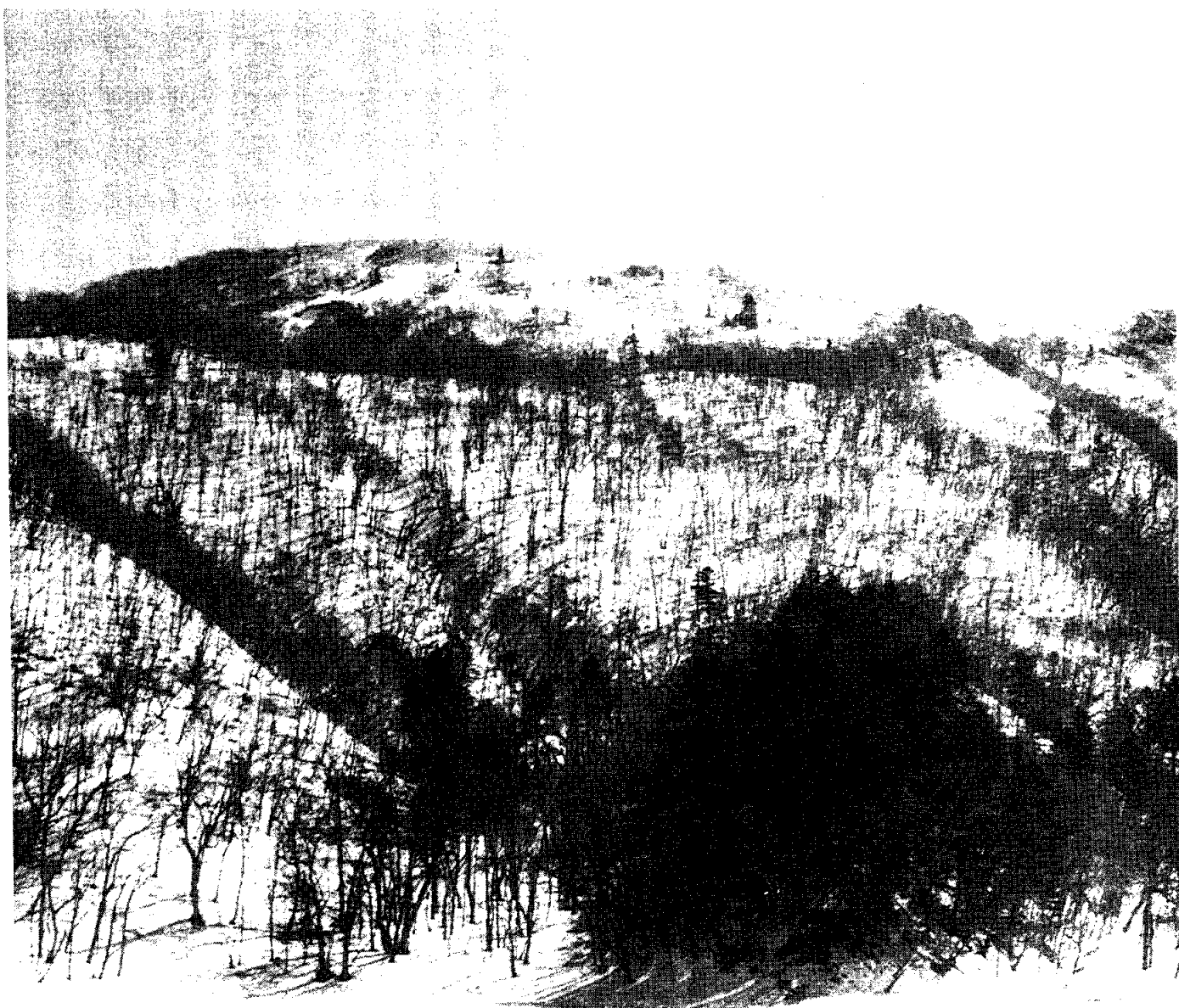


北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1992年3月号

No. 78

NC HOKKAIDO

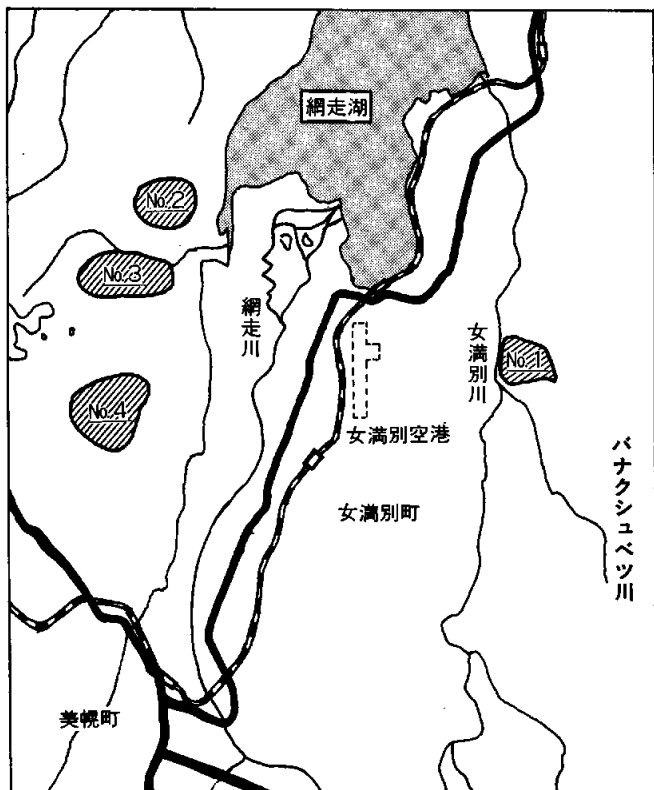


早春の豊似湖
写真：土方 晃

網走湖を死の湖にさせないために

— 現地調査報告 —

中野 徹三 (常務理事)



昨年の師走も追し迫った十二月二十一日、私は小樽市でゴルフ場建設に反対の運動をされている畠山武道氏(北大法学部教授・協会会員)と共に、夜行列車で釧路に向った。翌日予定されている屈斜路コタン地区での「弟子屈複合リゾートに反対する集会」に出席し、最近の情勢について現地の皆さんと話し合うこと、その翌日には女満別に赴き、そこから津別にかけて、網走湖と網走湖に注ぐ河川の周辺で進められているゴルフ場を中心とするリゾート計画の

現地を視察することが、協会から与えられた私たちの課題である。二日の屈斜路コタン生活館での集会には、老人から赤ちゃんを連れられたお母さんまで、五十名近くの町民の皆さん(釧路市や根室市、女満別町などの人たちも含めて)が集まり、朝十時からえんえん夜の六時まで、お昼には戸塚美和子さん(コタン山の緑と湖水を守る会)代表・協会会員)たちの手づくりのおにぎりや豚汁を食べ、熱心な勉強と討論を続けていた姿は、感動的だった。アイヌ民族

のこの聖地に、本道国立公園内のゴルフ場第一号を許すかどうか、これは私たち自身に課せられた今年の第一の課題である。

翌朝、女満別に住み、同地を中心に研究と自然保護運動の両面にわたって幅広く活動されている動物研究者小田島護氏(会員)の車で、畠山氏、神原昭子氏と共に女満別に向かった。女満別に入り小田島氏の友人である西網走漁協の方のお宅を訪れ、ゴルフ場をめぐる状況についてお話を聞く。道新美幌支局の方や現地で反対運動を進められている方たちも参加され、ほぼ明らかになった内容とその問題点は、概略次の通りである。

現在、北見市、網走支庁女満別町、津別町、美幌町等でも道内他市町村と同じく、かなりの数のゴルフ場を中核としたリゾート開発プランが進められているが、特に女満別町では、空港のジェット化による拡張を機に、町の活性化・若い世代の流出防止を旗印にして、四カ所ものゴルフ場開発が計画されている(図参照)。特に巴沢地区で国土計画が担当している「女満別ゴルフ場」(一一九ha、一八H)(No.1)は、津別町の一カ所とともに、一昨年十一月の道の規制要綱施行以前のいわゆる「駆け込み

申請」による要綱適用除外の計画として、現在道において審査中となっており、他に嘉多山地区で計画されているもの(No.2)、住吉地区でフローラ女満別総合リゾートが計画中のもの(No.3)、高間地区で北日本開発が企画したもの(No.4)があるが、住吉地区には開発側企業の宣伝を受けて期成会がつくられ、企業は「滞在型」リゾートをうたってゴルフ場の外にホテルやコテージの建設も計画に掲げている。

女満別の町長も町議会の大勢も、ゴルフ場の開設に懸命であり、住民の反対運動は始まったばかりであるが、網走湖を命の綱として漁業を支えている漁協の人たちは、いま深刻な危機感をかかえてこの問題に直面している。女満別の上記四カ所のはかに、網走支庁内では美幌カントリ倶楽部が同町豊岡地区に計画中の三六Hのゴルフ場(他にも同町には数社からの打診がある、といわれる)、津別町共和地区でやはり国土計画が立て、道で審査中の津別ゴルフ場(九九ha、一八H)などがあり、これらは例外なく網走湖に注ぐ網走川その他の河川の周辺に位置しているのである。

網走国定公園の中心を成す網走湖は、以前は非常に澄んだ美しい湖だ

った、と漁師の皆さんは口を揃えていう。湖岸にはハンノキ、ヤチダモ、ミズナラなどの広葉樹林が残り、付近には天然記念物に指定されたミズバショウの大群落があり、湖岸の道路のすぐ傍にアオサギの営巣地が広がる。すでに凍結した湖面では、この地の風物詩となっている水を割ってのワカサギ漁がやがて始まるに違いない。

しかし、もともと富栄養型だったといわれる同湖は、近年の周辺環境の変化によって富栄養化が加速され、藍藻類が異常に増殖したため、五年前には魚の大量死もおこって大きな社会問題ともなった。同湖のCOD値(有機物を化学的に分解して消費する酸素量を測定して水中の有機物質の量を示す数値)は、一九六五年には二・八一三・二だったのに対し、一九九〇年には三・七・七・五(mg/l)に達しており、環境基準を大中に上回っている。

にもかかわらず、漁民の皆さんの一倍の努力によって、現在網走湖は、日本でも最良質のシジミ、ワカサギを生産しており、その見事な大粒のシジミ、子持ちワカサギなどは道外にも広く出荷され、珍重されるに至っている。当地の漁協は、西網走漁協(五十七戸、うち能取湖十六

戸、網走湖四十一戸)と網走漁協(二九〇戸)の二つから成っているが、当地の漁協のみなさんは、これらの努力によって全国でもトップクラスの漁業(加工を含む)による年収(平均三、四〇〇万円)を挙げていると

ことである。
したがって、当地の漁民の方々の網走湖とその流入河川の汚染を警戒する意識は、極めて高い。また、女満別川は、ワカサギの自然ふ化河川として特に重要な河川であり(巴沢地区のゴルフ場は、そのごく近くに計画されている)さらに網走湖や網走川水系とその上流域(津別川流域等)にも、さけますふ化場が複数存在している。それで、これらの河川の汚染を防止し、自然に近い川をよみがえらせるため、これら漁協の婦人部が中心になって、網走湖流入河川沿岸に森林を復活させるための植樹活動を展開している、とも聞く。

ゴルフ場は、森林を大規模に伐採し、地下水系を破壊するとともに、大量の農薬、雪腐れ防止剤、地盤凝固剤を使用し、そのかなりの部分を結局は雨水等とともに河川へ、さらに湖水に注ぐ。特に、女満別川右岸の無名沢とその支流のバナクシュベツ川に囲まれた丘陵地上に計画されているゴルフ場(No.1)は、計画で

は最大雨量四一mm/日までは場内に貯留するクロード方式を採用することになっているといわれるが、漁協側の調査では、女満別町の過去五年間の月別最大日雨量によると、七月の平均は四一・三mm/日となっており、調整池をオーバーフローして女満別川と支流の沢に放流される可能性が高い。また、漁協側の指摘によると、ゴルフ場計画にもなうアセスは、水質調査のみで、生物への影響調査は義務付けられていない、ということである。私たちはさらに、道内初のヒューマン・グリーン・プランにもとづく津別スキー場を視察したが、山奥までのぼう大な樹木の伐採規模に比して、ほとんど人気のない施設の暗さが印象的だった。ここまでもリゾートに……そしてそれに伴う自然破壊は、網走川水系全体の汚染、そしてこの地方の重要な地元産業である漁業を直撃し、網走湖を「死の湖」に変えるのだ。ゴルフ場の代りに、網走湖が死んでよいのか——これが、私の卒直な感想だった。

国際環境緑十字構想拾遺

——ペルシア湾岸戦争にちなんで

小暮 得雄（会長）

私たちの協会が携わる自然保護活

動にはいずれも重い意味があつて、

気の抜ける筈もないが、とりわけ要

望書や声明のたぐいには、入念な配

慮が求められる。それは対外的に責

任をとらぬ提言として、協会の姿

勢を明確に示すものであるだけに、

一言一句、揺るがせにはできない。

世界を震撼させたペルシア湾岸戦争

にちなむ『要望書』にも、協会のレ

ーゾン・デートル（存在根拠）にか

かわる重大な意味があつた。

湾岸戦争が勃発した当初、いち

やく協会の内部には、戦争を“絶対

悪”とする立場から、即時停戦を求

めるアピールを出すべき、との声があ

つた。動議を承けて理事会で検討

したところ、協会で見解を出すすべ

ければ、単純な反戦声明ではなく、あ

くまで自然保護ないしは環境保全の

立場からアピールするのが筋、とい

う意見が有力で、方向を集約するに

いたらなかったことは苦渋の仕儀と

いえよう。とかくする間に、黒い原

油に染まった水鳥の悲惨な姿が報道

され、まさしく戦争は最大の環境破

壊、であることが実証されるにおよ

んで、にわかに戦争の終結と環境保

全を求める要望の機運が高まった。

かような経緯をたどつて、昨年の一

月末、緊急常務理事会が開催され、

俵副会長の原案にもとづき、その場

で、『湾岸戦争の速やかな終結を求

めるとともに国際環境赤十字（仮称）

を結成して環境破壊の拡大防止を図

ることについての要望書（昨年二月

十二日付）が採択された。戦争の速

やかな終結を切望する一方、「環境保

全にかかわる国際機関の連携によつ

て、緊急に国際環境赤十字（Inter-

national Environment Red Cross

（仮称）を結成、国境をこえた環境

保全活動の展開をはかることが望ま

しく、この面でわが国がイニシアテ

ィヴを採るべき」というのが要望

の骨子である。（NC 74号参照）

もっとも「赤十字」という名称の

使用については問題がないわけでは

ない。じつは赤十字の結成を定めた

一九四九年のジュネーブ条約では、

他の団体や組織にRed Cross（赤十

字）という名称を冠することがきび

しく規制されている。ただし、国際

環境赤十字という形の使用がその制

限を受けるものかどうか、条文解釈

上の疑義もあつて、判然としないこ

とから、新しい組織の名称につい

ては、「次第によっては「国際環境緑

十字」の名称が適当」という留保つ

きの提唱となつたわけである。

◆……………

協会の提唱は新聞等にも大きく報

道され、それなりの反響があつた。

要望の送付先については、内閣総理
大臣・環境庁・日本自然保護協会宛
にそれぞれ同文を送つたほか、国際
赤十字社（IRRC）、国連環境計画（U
NEP）、国際自然保護連合（IUC
N）、世界自然保護基金（WWF）の
四機関にも、八木前会長の尽力をえ
て英訳文を郵送した。私たちが最も
期待した日本政府からの応答はつい
になつたことを遺憾としなければ
ならない。

国際機関の関係では、唯一、世界
自然保護基金から「つよい関心をも

つが、当方としては既存機構の連携、

ないし活用が望ましいと考える」と

いう趣旨の返信が寄せられた。湾岸

戦争に関わる環境赤（緑）十字構想

をめぐつて、たとえ見解を異にした

とはいえ、はるばる地球を横断して

交わされた貴重な書信として、記録

に値いするであろう。以下、その抄

訳をかかげておく。

◆……………

「（前略）わが世界自然保護基金総

裁エジンバラ公から、最近当事務

局に届いた一九九一年二月十二日

付の貴信に謝意を表するとともに

に、ご提言にお答えするよう依頼

を受けました。

◆……………

当方としては、戦争による環境
破壊を防ぐという貴信の趣旨に評

価を惜しむものではありませんが、その達成のために、とくにこの問題を扱う別個の機関を創設することには賛成できません。私たちは、それが戦争に起因するものであれ、人口の増大や人間の強欲、無節操によるものであれ、自然環境のあらゆる破壊に関心を寄せています。すでにUNEPやIUCNその他、多くの国際機関や非政府機関と緊密な連携をとりながら活動を進めていることを(同封の資料によって)ご理解ください。

…(中略)…
私たちは、常設の国際組織を設けるよりも、随時・随処で起こる様々な問題に応じて適宜その構成を変えることができる流動的な連合の方が望ましい、と信ずるものであります。(後略)

一九九一年四月十二日
世界自然保護基金事務局長
チャールス・ド・ヘイズ

◇……◇……◇……
ほとんど、湾岸戦争は劇的な終局を迎えた。果々たる屍と無残な破壊の跡を遺して…。いったい、あの戦争は何だったのだろうか？構想はさしあたり実らなかつたとはいえ、公平・自主独立・普遍という高邁な赤十字の理念を標榜し、環境保全の国

際協力を呼びかけた要望書の精神を風化させてはならない。いわゆるPKO問題の帰趨はともかく、それは、現憲法のもとで、まことに公明正大な国際貢献といえるのではないか。そんな思いをこめて、遅ればせながら、この一文を書いた。

じつはWWFからの返信掲載が今日にいたった背景には、一つのささやかなエピソードが秘められている。エジンバラ公の意を体した書信は、まず、東京・芝にある(財)世界自然保護基金日本委員会の事務局に届けられた。どういふ経緯でそうなったのか、忖度するすべもないが、それは事務局が所在するビルの一角、エレベーターの隙間にはさまったまま、数ヶ月が経過したのである。偶然これを発見したビルの管理者が不審に思っ拾い、同委員会に届けたことから書状が当協会に回送され、

一応の経緯が明らかになった。あらためて、歴史が多くの偶然に支えられていることを実感する。二つの偶然が重なって、湾岸戦争にちなむ良心的な国際機関の対応がこうして陽の目を見るにいたったことを奇貨とすべきであろう。

……

自然事典 29 豆

アレロパシー

辻井 達一

(北大農学部教授)

アレロパシー (Allelopathy) は他感作用、遠隔作用などと訳される。生物、特にある種の植物が生産する化学物質が、他の種あるいは同じ種の植物の生育に影響を及ぼす作用。

影響には阻害作用の場合と促進作用の場合があるが、普通は阻害物質を出すケースを指す。したがって一般的にはある植物が、いわば自分だけが繁茂するために、他の種類の植物の生育に影響を与える阻害物質を出すことをいう。こうした種間の場合を抗生的 (antibiotic)、同じ種内の場合を自家中毒的 (autotoxic) と言って区別することもある。

前者の例では日本ではことにセイタカアワダチソウの例が有名になった。この類の植物は、しばしば単独に大群落を作り、その中に他の種類の植物をまったく寄せつけない。

これは高等植物の生育阻害物質であるポリアセチレンを出すことによるものである。



人間にとってはアレロパシーは必ずしも有害なことばかりではない。たとえば森林浴で人体を活性化させるフィトンチッドは、樹木が出す抗微生物阻害物質の一種である。それは樹木の一種の自衛手段であるが、人間がうまく利用していることになるわけだ。

今後、いろいろな植物化学的な生態解明が進み、それを利用して植物のコントロールや、人間の生活への応用が行われるようになるだろう。

総会で論議された

協会運営上の幾つかの問題点

理事会

一九九一年度の当協会通常総会で話題となった、協会運営上の幾つかの問題点については、その後の理事会で論議を深めた結果、次のように整理されましたので、お知らせいたします。

話題となった事項

総会で話題となった協会運営上の主な事項は、NC七五号に報告されているように、

①総会の出席者定数の中には委任状を提出した代理人出席者も含まれているが、定款第二〇条の「あらかじめ通知された事項」が通知されたとは考えられず、代理人出席には疑問があるので、総会成立の要件を充たしていないのではないか。

②総会に出席できない会員は「賛助会員」とすべきではないか。

③協会に支部を作るべきではないか。

か。
の三点である。これらに対する理事会の見解は次のとおりである。

委任状の有効性について

協会では総会開催の通知の中で、あらかじめ当日に予定される議題の案内をさしあげてある。もちろん総会当日に配布される議案書と同じものを、あらかじめ送付することができれば理想的ではあるが、多数の専任職員をかかえて準備ができる組織と異なると、当協会は会長以下、全理事のボランティア活動に支えられて運営されているので、十分な時間的余裕をもって事前にくわしい議案書を送付することは、きわめて困難である。

当協会のような社団において、総会の成立が多くの委任状に支えられることは、やむを得ない事情にもと

づく全国的な慣行であって、指摘のように、今回の委任状が無効で総会の成立要件を充たしていない、とは考えていないが、今後、改善できる点があれば努力したい。

なおこれに関連して、「北海道の指導を受けているが、とくに問題はない」と理事が答弁したことに対して、誤解をまねいた点もあるようであるが、これは社団法人である当協会の監督官庁としての北海道が行う「指導」を通じて、とくに総会の成立要件について指摘されたことはない、という意味での発言であることを、ご理解いただきたい。

賛助会員について

総会に出席できない会員は賛助会員にすべきではないか、という意見であるが、賛助会員がおかれた趣旨は、協会への財政的支援を行う会員を想定したものである。したがって賛助会員は一般の会員と性格を異にしており、その賛助会員になるか、ならぬかは、あくまで会員自身の自発的意志にまかせられるべきものである。

そのため、総会に出席できない会員は賛助会員にすべきである、という主張は、賛助会員がもうけられた

趣旨にそぐわない。

当協会会員の居住地は札幌のみならず、北海道全域、日本全国、さらに外国へまで広がっており、地理的にみて、事実上総会に出席できない多くの熱心な会員によって、協会活動が支えられている実状も、ご理解いただきたい。

支部制度について

支部をつくることは、協会活動の活発化のためには望ましい方向である、と考えられる。

しかし当協会会員の地理的分布の現状は、札幌市および周辺と本州が多いものの、北海道内では各地に散在しており、残念ながら十分な支部活動ができる体制を期待するには、まだ時機が早いと思われる（支部の会費をどうするか、支部独自の人格をどうするかなどを含めて）。

したがって当面は、定款にもとづく支部ではなく、任意に催される部会的な集まりによって、地域ごと、あるいはテーマごとの、会員相互の親睦、情報交換、運動のりあげ、などが行われることを期待したい。

アルファ・リゾート・トマム 開発事業(増設分)公聴会報告

熊木 大仁(理事)

公聴会は道の環境影響評価条例に基づく昨年暮の環境影響評価書の縦覧に続いてのもので、一月十七日、占冠村総合センターで行われた。

協会の取組みが遅れていたが、本問題の重要性に鑑み、大規模開発の背景に焦点を合わせた公述を行った。

本開発は面積二、二八八ha、ゴルフ場八十一ホールで鶴川の源流全域に渡る膨大なもので、自然環境におよぼす影響は到底黙視できないものがある。公述要旨は次の通りである。

一 リゾート法(総合保養地域整備法)の廃止

パブル経済の中で、土地・株投機と共に大規模リゾート開発やゴルフ場建設が異常に膨れ上り、環境破壊が深刻なものとなった。その原因の一つがリゾート法である。

「特別な配慮をするものとする」この条項によって各種の通達や法改

正まで行われ、大規模開発を優遇した。またゴルフ場は会員権販売によって極めて投機的なものとなり、農地法違反や汚職、銀行やノンバンクの不正融資まで発生した。

農地の転用は許可基準の緩和、税法上の優遇処置は税法改正、道路・上下水道などの公共施設の整備は地方自治体が負担、低利や無利子の融資、森林の開発は森林特措法(森林の保健機能の増進に関する特別措置法)や林野庁のヒューマン・グリーンプランによった。

ヨーロッパでは、大規模リゾート開発が地元民の所得の向上にならず自然破壊をもたらしたという反省から、農村リゾートが進められている。地域の基盤産業である農業を守らなくて、地域の活性化はない。ウルグアイラウンドによる農業政策の見直し(規模拡大など)をひかえ、農地の転用が安易に行われて良いのか?

二 ヒューマン・グリーンプランの問題点

林野庁は国民の委託を受けて森林の経営をまかされている。それは、保安林による国土保全と、森林資源の継続的利用によって国民経済に資することである。

前者は、土砂崩壊・流出、下流域の河川氾濫、水質の汚濁、水資源の枯渇等を防ぎ、後者は、伐ったら植える、植えたら手入れをする、そして伐採量は成長量の範囲で行うとの意味である。

ところが、ヒューマン・グリーンプランは、本来の目的である森林の経営を放棄して、不動産屋的発想に陥ったものである。総理府の行政監察でも、林野庁の業務目的が曖昧になっていると指摘している。

ヒューマン・グリーンプランの候補地は道内で四十カ所ほどもある。これら計画が安易に進められることがあっては、奥地の良好な自然林を多く有する国有林だけに、その森林生態系に与える影響は深刻なものである。道内のヒューマン・グリーンプラン第一号である赤井川リゾート開発では汚濁水や土砂流出によって下流に被害をもたらしている。

森林特措法の国会への提案理由では、国民の自然への要求が高まって

いるとして、遊歩道・休憩所・オートキャンプ場などを整備するためとしているが、関連の政令・省令によれば、これが大規模開発を想定したものであることが明らかであり、極めて遺憾なことである。

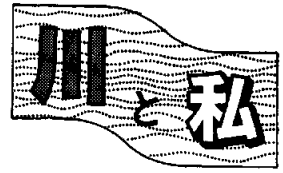
国有林は原点に立ち返り、民有林のお手本になるよう考えてほしい。里山を大切にしてきた先人の知恵を思い浮かべてほしい。

三 水質保全の問題

特にゴルフ場における農薬・土壌凝固剤・土壌改良剤・肥料などによる溪流や地下水の水汚染は全国各地で問題になっているものである。

奥トマムのゴルフ場では、通常沙流川に流れ込み、大雨では鶴川にも流れ込む。下流では飲料水や農業用水として利用しており、その水源の汚染は、重大な影響をもたらす恐れがある。

スキー場やゴルフ場の造成は、植生を剥ぎ取り抜根するほか、尾根を削り谷を埋めるなど、大規模な地形改変が行われるため、汚濁水の流出は避けられない。



美々川に舟を浮かべて

野呂 武司 (会員)

ば汚い学生と相場が決まっていたのだが、近頃学生もきれいななりとんと山へは顔を出さなくなった。そのかわり増えたのが中高年である。私もそうであるが、子供の頃に山や川で遊んだ楽しさが、今だに忘れられないのかもしれない。
植苗小学校の附近にとめた車まで舟をかついで歩く。木立の多い昼さがりの道を歩いていると、なにか遠い昔にも来たことがあるような気にさせるなつかしさがこの辺りにはある。

最近カヌーを楽しむ人が増え、初心者でも安心して楽しめる川として美々川は有名になった。私も念願のファルトボート(組立式カヤック)を手に入れ、早速この川に浮かべてみた。御前水から植苗までの6kmは川下りとしては短かいものであり、ゆっくりこいでも約二時間もあれば終ってしまふ。流れはほとんどなく、まわりは葦原で人家は全く見えない。舟がカーブを曲がるたびに水鳥が飛び立っていく。ほんの木の上を青さが低く飛んでいる。シルエツトが始祖鳥のようだと同行の妻がいう。川底は赤っぽい砂か泥でおおわれているため、遠目には水自体はそれほどきれいには見えないが、手ですくってみると意外にきれいなので驚く。目をこらすと確かに川底までハッキリ見える。水草も豊富でクレソンもいたるところに自生している。

ファルトボートによる川下りは、

ふつう水量の多くなり瀬が少なくなる中流からが多いせいにか、堤防や堰はどここの川でも当り前になっている。堤防の向こうは畑や田んぼが広がっていたり、農家や住宅を見ながら下ることになる。十勝川や手塩川のように放牧している牛を見ながら下るのも楽しいものである。同じ川の遊びでも、強烈なやぶこぎとお花畑で終る沢上りのような人の匂いのしない自然の中で遊ぶというのとは随分と趣を異にしており、どこか子供の頃近所の川で遊んでいるようなところがある。上流域に比べれば川の汚れも当然ひどくなってくる。ところがこの美々川の回りには人家もなければ堤防もなく中流域の川として自然をこれだけ残しているのはまったくまれである。もちろん川下りとしてはある。しかし葦原の中をのんびりと流れて行くというのも悪くない、と思わせるだけのものがこの川

にはある。
第二美々橋を過ぎると川幅も広くなり、向い風が出て来てパドルを漕がなくてはカヌーは全く進まない。川が国道三六号に近付くたびに車の騒音が大きくなる。この騒音が途絶えると突然静寂が戻る。葦を渡る初夏の風とパドルの水をかく音だけで、まことに心地良い。

そのうち植苗橋をこえると水路が二つに分れる。蛇行をショートカットした水路が木立のなかをまっすぐウトナイ湖に向っている。我々は左に水路を取り水草のおおい繁った湿地帯をいく。ほどなく左岸が赤土のスロープになっている岸が現れ舟をつける。先着の二艘のファルトボートの中年男性と二言三言言葉をかかわす。どういふ訳かカヌーをする人には中年男性が多いようだ。中高年が多いのはカヌーに限ったことではなく、昨今のアウトドアブーム全体について言えることである。山といえ



葦原の中をのんびり川下り

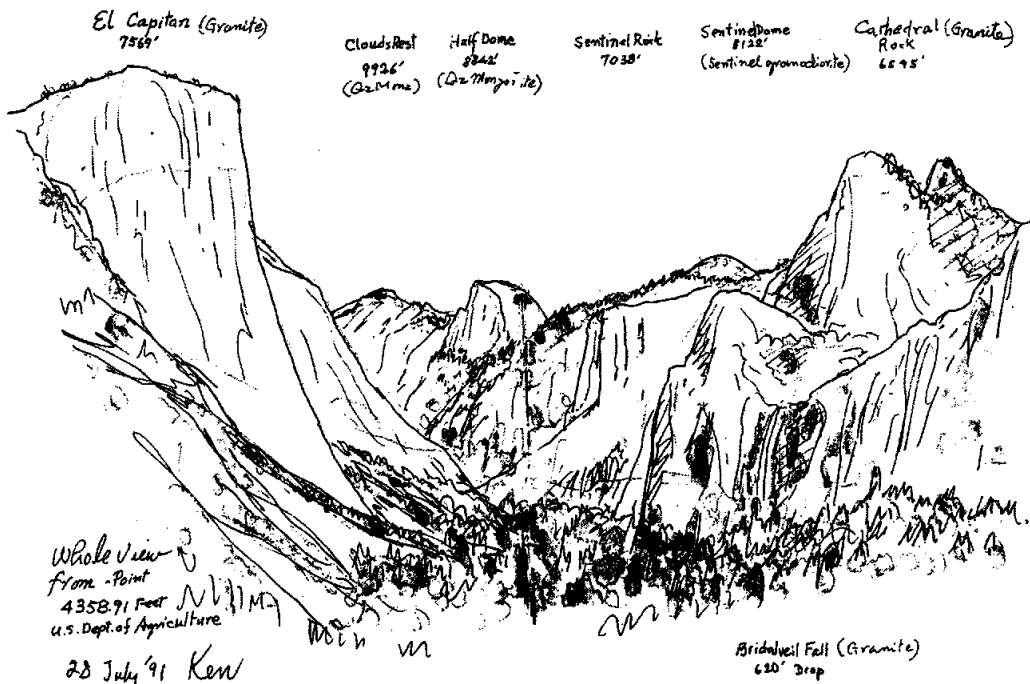
カリフォルニア どころ どころ

八木 健三
(名誉会員)

ヨセミテ国立公園

七月二十八日朝はやく、ヨセミテ国立公園にむけてナバの家を出発、広々としたカリフォルニアの平原を走ること五時間でヨセミテの西の入り口エルポルタルにつく。ここで車一台について五ドルの入園料を払うと、一週間有効のチケットをくれる。針葉樹の林のなかの道をしばらく行くと、大勢の人々のあつまった展望台につく。

その時眼前に展開した光景の見事さに、私はしばし声もなく立ち尽くした。全景の左端にはエルキャピタンの高さ一、〇〇〇mをこえる垂直の岩壁がそそり立ち、相対する右端には、ブライダルベール滝がその名のような真っ白な水煙りをあげて、絶壁から谷にむかって落ちてゆく。そして画面の真ん中には、まるで刀で真っ二つに切ったようなこの公園の名峰ハーフドームがデンと聳えている。やや赤みをおびた花崗岩の絶壁はみがかれたようにかがやき、メルセード川の谷を埋める針葉樹の鮮やかな緑との対比が突に見事だ。昔から地質学の教科書でよくお目にかかった典型的な氷河浸食によるU字谷が、いまこそ私の前に広がっているのだ。そこで描いたスケッチをご覧にいれよう。



ヨセミテ峡谷の大観

るのだ。そこで描いたスケッチを
覧にいれよう。
展望台での大観も見おさめたの
で、つぎはブライダルベールの滝に
ゆく。二一〇mの断崖を落ちる水は
下に届くまえに、あたり一面に水し

ぶきとなつて空中に飛散する。その水しぶきがまた水に戻って、清冽な川となり林のなかを流れてゆく。ここからメルセード川にそつた道をすすむと、ヨセミテロッジにつく。ここがヨセミテ国立公園の宿泊のロッジやテント村のあるところ。かねて予約してあつたので、ロッジのつづいた二部屋に泊まることになる。料金は一八ドル。なお翌日泊まった部屋は八十三ドル。この他にあるのはテント村。こちらは一家族で三十三ドル。いずれも日本の観光地の宿にくらべると、格段に安いのは感心した。ホテルはただひとつ、「世界で最も格式の高いリゾートホテルの一つ」といわれるアワニーホテルがそれで、これは一泊二〇〇ドル。そのほかには、民間の宿泊施設は一切ない。

ロッジの後方に二段に分かれた大きな滝が見える。これがヨセミテ滝で、花崗岩の大岩壁をおちる上滝と次の岩壁に掛かる下滝とからなり、全体の高さは八一〇m、ヨセミテ第一の滝であり、世界の滝のうち第三位だという。大量の水があたりを揺るがせて落下するのは、実に壯観である。この他にもヨセミテには滝がたいへん多いが、これらはメルセード川本流の浸食にくらべ、支流の浸

食が弱いため、その合流点に高い岩壁―懸谷―が出来て、そこに支流が滝となつて落ちてゆくためである。ロッジのペランダにゴムの筏を広げ、ポンプで空気をためてからメルセード川に浮かべ、海水着になつて皆で川下りを試みた。はじめはひっくり返つて水中に放りだされたりしたが、やがて慣れると筏に仰向けになつて、静かな川の流れに身をまかせ、林の上に聳えるエルキャピタンの大岩壁を眺めるのは、まったく素晴らしかった。そのうちに車のキーを川に落とす大騒ぎとなつたが、澄んだ水とゆるやかな流れのお蔭で無事拾ひあげることができて一段落。

午後おそく夕日に輝くハーフドームを見るために、ロッジを出てグレイシャーポイントに向かう。途中に無残に焼けた林のなかを通過。これは昨年(一九九〇)八月雷雨によつておきた山火事のことであつた。なお一九八八年八月にはイエローストーン国立公園で史上最大の山火事がやはり雷雨で発生したが、国立公園当局は「山火事も自然現象の一つだからそのままにしておく」という立場から、消火作業はしなかつた。ひろい森林を焼いたのち、火事はおさまつたが、これに対しては賛否両論があつた。ヨセミテでは三、〇〇〇

人を超える人々の消火作業によつて、公園の二%を焼いて収まつた。五十km近く走つてグレイシャーポイントにつく。ここはメルセード川の南側の二、四〇〇mの高台で、ヨセミテ渓谷の全貌を眺めることのできる、最高の展望地なのだ。私たちが着いたときは、残念ながらすでに夕日は沈んでおり、夕日に輝くハーフドームを眺めることはできなかつたが、夕暮れに聳えるドームのま

い南斜面と切り立つた北斜面との対比が実に鮮やかだつた。あたりは観光客の姿もみえず、静まりかえつたベンチで月の光のなかでの夕食もたのしかつた。そのうちにハーフドームの頂上に明かりがみえたのでびっくりしたが、登山者がいたのだから。月を眺めながらのドライブのあと、ロッジに戻つた。翌朝は明るい光のなかでハーフドームをみようとして、ふたたびグレイシャーポイントにゆく。もう大勢の観光客で賑わっている。昨晩のベンチで朝食をとっていると、二人の女子高生がまわりにちらばっている、古い建物の残骸をひろつていた。アルバイトをして、大学に進学するのだという。小高い丘の建物に地質地形の説明の図があり「ヨセミテを含むシエラネヴァダ地域が二、〇〇〇

万年前に隆起しはじめ、川が深く浸食して、花崗岩を刻んでメルセード渓谷ができた。二〇〇―三〇〇万年前氷河時代となり、多くの氷河が谷をさらに深く削り、最後の氷期は二―一万年前に最高度に達し、ヨセミテの現在の地形が出来上がった」とよく示している。なかには領きながら読んでいる人たちも。ここにあるゴミ箱が、クロクマが開けられないように頑丈な鉄製であるのが印象的だつた。

ヨセミテ滝からハーフドームまでのヨセミテ国立公園のパノラマをスケッチしたあと、ロッジの隣のヨセミテヴィレッジにあるアワニーホテルにゆき、食堂で午餐をとる。ドックリとしたカーテンのかかつた窓からヨセミテ滝がながめられ、ゆつたりと食事するのは最高であつた。そこで窓の眺めをスケッチしていると、ボーイが「これを記念に」ともつてきてくれたのが食堂のメニュー。見ると表紙に私の画と全く同じ構図の画がかかれていたのには、我々が意を得た思ひだつた。午後はヴィレッジの中を散歩する。園内には交通緩和のために、無料のシャトルバスが走っている。ヴィジターセンターにゆくと、数名の職員がいてヨセミテガイドという案



アワニーホテルの食堂にて

内書をくれ、公園利用について親切な説明をしてくれる。毎日国立公園レンジャーによる様々なツアーがあり、自由に参加できる。いずれも無料だ。またこのセンターにはヨセミテにかんする様々の書物や地図、写真なども販売されている。こうした所に国立公園において、環境教育が進められている様子がよくうかがわれる。大勢のレンジャーや職員がいるから初めて可能なのだ。各国立公園には一―二名のレンジャーしかいない日本の現状を思い、暗澹たる気持ちを感じえなかった。

翌朝は朝飯前にロッジを出発、エルキャピタンの岩壁にゆき、花崗岩

や捕獲岩を見たあと、五十里南のマリボサグロップのセコイヤ公園にゆく。厚い苔におおわれた林のなかの朝飯はまた格別だ。バスに乗ってツアーに参加し、巨大なセコイヤの林を見学する。有名な「トンネルの樹」は二十年ほど前に倒れ、巨大な根がむきだしになっているのが痛ましかったが、それに代わる巨木の間をセコイヤの爽やかな香りを楽しみながら歩くのはまことに印象的だった。これからワイレッズにもどると、メルセード川に大勢の人が筏下りを楽しんでいた。ワイレッズの端の広々とした草原に座り、ヨセミテ滝やハーブドーム、陽にかがやく岩壁

にかこまれたながら、ピクニックランチをとったあと、私たちは楽しかったヨセミテに別れをつけ、ナバにむけて車を走らせた。

この機会にヨセミテ国立公園がどの様にしてできてきたかを述べてみよう。

古くからインディアンが住んでいたヨセミテがアメリカ人に初めて知られるようになったのは、一八四九年のことだったが、その類いまれな自然の美は僅かな間に広く人々に知られるにいたった。一八六四年にはヨセミテを「公衆の利用、リゾートとレクリエーションのために保護する」というヨセミテグラント（保護法）が制定され、六月三十日にはリンカーン大統領によって署名された。これによりヨセミテはカリフォルニア州によって管理され、住居建設、立ち入り、伐採などは禁止された。州の管理とはいえ、これこそ実質的には国立公園の発足で、イエローストーンが第一号の国立公園に指定された一八七二年に先立つこと八年であった。しかし現実には耕作や羊の放牧、ホテルの建設などが行われ、ヨセミテの自然は大きく傷つけられようとしていた。これを救ったのは一八六八年あてどもなくスコットランドからカリフォルニアにやっ

てきた三十歳の放浪者ジョン・ミューアであった。

オークランドから歩いてヨセミテにきたミューアは、忽ちにしてその素晴らしい自然の虜となり、詳しく自然史をまとめ、見事な文によってヨセミテの自然を世に紹介した。

一八八九年ミューアとヨセミテを訪れたニューヨークのセンチュリー誌編集者ロバート・ジョンソンはおおいに意気投合し、二人はヨセミテ国立公園実現のために大奮闘することになる。その努力は一年後にのみり、ヨセミテ国立公園は、一八九〇年十月一日指定された。こうして、氷河によって削られた山と岩壁、そこに懸かる滝、そしてセコイヤの森林で特徴づけられた、総面積三〇〇〇kmに及ぶ米国で最も親しまれる国立公園となったのである。

その二年後ミューアは同志とともに、シエラネヴァダのハイキングを楽しむクラブをつくったが、これが今年一〇〇年を迎える世界最大の自然保護団体シエラクラブの前身である。これについては別の機会に述べるとしよう。

陳情書 要望書 意見書

レイクトウヤゴルフクラブ計画の中止を求める要望書

一九九一年十二月十日

北海道知事 横路 孝弘様

壮瞥町長 菅原 俊一様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

壮瞥町仲洞爺に計画中のレイクトウヤゴルフクラブ(ゴルフ場)について、地元自然保護団体から依頼を受け現地調査を行ったところ、数多くの問題があり、ゴルフ場の建設には最悪と言ってよい地帯である、との印象を受けるに至りました。

この地は、かつて原野商法で荒廃したところで、今度またゴルフ場で荒廃しようとしていることは、まことに深い憂慮を禁じ得ないものがあります。湖水の状況については、長流川の鉱毒によって死滅した魚も、その後の排水処理施設の建設によって復活し、有珠山噴火による火山れきも、湖底のヘドロの上に堆積し、エビ等の増加に資しております。

町ではすでに事前協議書を提出し、道で検討中と聞いておりますが、以下の理由により本計画が中止されるよう強く要望するものであります。

記

一 自然および生活環境の保全、ならびに災害の防止を図ることが困難な地域である。

(一) ゴルフ場は湖岸から一〜二kmの位置にあり、国立公園の自然景観を著しく害する。

(二) 下流の多くの住民は溪流を飲料水等に使用しており、また洞爺湖漁業協同組合のふ化場もあり、農業・土壌改良剤による水汚染や汚濁水は極めて重大な影響を及ぼす恐れがある。

(三) 岩盤の上を火山灰が覆っている地質で急斜面が混在し、いたるところに湧水が見られる脆弱地盤のため、大規模な森林伐採・地形改変は地滑り等の災害を招く恐れが大きい。大量の地盤凝固剤を使えば有害物質の溶解による地下水の汚染を発生させる。また、工事による地下水や渓流水の減少ないし枯渇の恐れもある。

(四) 「北海道自然環境保全指針」によれば「すぐれた自然地域」として、湖岸の天然林のほか、湖は

日本を代表する天然湖沼として指定されており、流域面積内の森林地域は水源かん養保安林として保護すべきものである。

二 地域住民の理解と協力が得られていないとはいえない。

地権者や住民・地元自然保護団体・町議会等で反対や異議が出ている。

三 本計画を含めると、ゴルフ場の総面積は行政面積の一・七%にもおよび。

四 地域振興上の効果は考え難い。町は「観光のまちそうべつ」のグレードアップにつながるというが、具体性がない。むしろゴルフ場は逆効果の恐れが強い。

五 当該事業計画は適正なものかどうか疑わしい。

(一) 資金計画では、収入の全額が銀行借入金で自己資金がなく、また会員権販売について全く触れておらず不自然である。

(二) 農地の地権者と「金銭消費貸借並びに抵当権設定契約書」を締結している模様で、この内容は実質的に金銭の受け渡しを伴う農地の売買契約書であり、農地法違反の疑いがある。このような手法を放置すれば農地法の形骸化を招くこととなる。

阿寒国立公園区域内「屈斜路湖畔ゴルフ場」計画の不承認を求める再度の要望

一九九一年十二月十三日

環境庁長官 中村正三郎様

北海道知事 横路 孝弘様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

本年七月二十六日、当協会は、弟子屈町コタン地区で取沙汰されているゴルフ場計画について深い憂慮を表明し、同計画の中止を求める要望書を開係方面(環境庁長官、北海道知事、弟子屈町長、森久エンジニアリング社長)に提出いたしました。

しかしながら、その後も当協会の要請に対する正式の回答がないままに事態は進行し、現在本計画は、道の関係機関において審議中と承知いたしております。

当協会はとりわけ本計画が本道国立公園区域内における最初のゴルフ場計画である点を重視し、ここに重ねて本計画の問題性を指摘し、計画の撤回ないしは不承認を強く要請するとともに、貴職の誠意あるご回答を求める次第であります。

記

(一) ゴルフ場開発は、自然環境、人心荒廃の元兇であること

リゾート法やバブル経済を背景とするゴルフ場ブームの結果、全国のゴルフ場総数は、本年七月一日現在で一、七九九ヶ所に達し、造成中ないし計画中のものをふくめると実に三、二二九ヶ所、三十六万ha(国土面積のほぼ1%)に及ぶ、と報じられています。

いまやゴルフ場開発は、残された貴重な自然を破壊する最大の元兇であるばかりでなく、目に余る預託会員権の乱売や地上げまがいの強引な用地取得によって人心を荒廃させるなど、まさしく社会悪の源泉といっても過言ではありません。

本道においてもゴルフ場の数は二年前の一、一九ヶ所から一三二ヶ所へと急伸し、造成中・協議中・申請中のものを加えると既に二三五ヶ所に及び、全国一のゴルフ場集中地域となつています。道内ゴルフ場の数量はすでに十分過剰であり、これ以上のゴルフ場は要らない、というのが多数道民の声であります。十二月一日、全道各地から三十団体が参加して開かれた「ストップ・ゴルフ場北海道交流集会」でも、すべてのゴルフ場計画のすみやかな凍結を求めるアピールが満場一致で採択されました。

(二) 国立公園区域におけるゴルフ場

計画の承認は、自然保護行政にとつて由々しい汚点を残すものであること

とりわけ、すぐれた自然地域におけるゴルフ場計画は全面的に凍結ないし禁止されるべきであり、ましてや本道の自然を代表する阿寒国立公園区域内にゴルフ場建設を認めることは、本道の自然保護行政にとつて、とり返しのつかない汚点を残す結果となりましょう。

昨年の六月、環境庁が策定した「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針」は、遺憾ながら「普通地域」内という名分で、ゴルフ場造成に途を拓く役割をはたすもので、この際すみやかに同指針を撤回し、国立公園全地域におけるゴルフ場開発の禁止を打ち出すべきではないでしょうか。一方、道の策定にかかる「自然環境保全指針」についても、すぐれた自然地域の範囲をさらに拡大し、少なくともこれら地域内のゴルフ場開発を一切認めないという方針を確立すべきであります。

ちなみに、屈斜路湖畔の本計画地は、元来「特別地域」であったところ、開拓パイロット事業推進のために「普通地域」に変更されたもので、農地として利用されないとすれば、

当然「特別地域」に戻されるべき地域であることを付言しておきます。

(三) 本計画じたいに様々な問題点を孕むこと

本年七月、現地調査に訪れた当協会理事に対する町当局や事業者側の説明によれば、本計画から生ずるゴルフ場排水は一切湖に出さない方針と聞き及んでいたところ、その後、排水については釧路川上流に誘導する計画に変更された由であります。述べるまでもなく同水域は釧路湿原に接し、また釧路市をふくむ流域市町村の貴重な上水源であつて、変更された計画は、新たな水汚染の原因となることが懸念されます。

一方、ゴルフ場の経営方式についても、当初「パブリック制」をとるように伝えられていましたが、その後会員制に変更された旨仄聞しており、かような計画の基本部分にかかわる変更があいつぐことに関しても、疑念を抱かざるをえません。

(四) 本計画の実施は、地元住民多数の意向に反すること

本ゴルフ場計画には、現地コタン地区の住民八割以上が反対の意向を表明しています。さる十一月二十三日に開かれた集会にも二〇〇名をこえる弟子屈町民、周辺地域の住民が参加し、本計画に反対の意志を明らかにしました。

かになりました。

知事はかつてゴルフ場開発問題について、「住民の同意が前提。農協や漁協の反対とか、地域でもめている計画を認めることにはならない」(本年七月九日付、北海道新聞)との見解を示されましたが、本ゴルフ場計画を認めるとすれば、かような知事の基本姿勢に悖ることになります。

上記の理由にもとづき、本ゴルフ場計画が承認に至ることのないようあらためて要請するとともに、早急に誠意ある回答が寄せられることを期待するものであります。

網走湖および網走湖流入河川周辺におけるゴルフ場開発の中止ならびに他の大規模開発の抜本的見直しを求める要望書

一九九二年二月六日

北海道知事 横路 孝弘様

道営林局長 原 喜一郎様

北見市長様、同市議会議長様、

女満別町長様、同町議会議長様、

津別町長様、同町議会議長様、

美幌町長様、同町議会議長様

(注)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

現在、北見市、網走支庁女満別町、津別町、美幌町等でかなりの数のゴ

ゴルフ場計画が進んでおり、特に女満別町では、空港拡張を機に四カ所ものゴルフ場開発が計画され、うち一つ（巴沢地区）は、北見市、津別町各一カ所とともに、道の規制要綱施行以前のいわゆる「駆け込み申請」による要綱適用除外の計画として、現在道において審査中と聞いております。

さらに津別町においては、ヒューマン・グリーン・プランの道内指定の一つとして、すでにスキー場が広大な国有林を伐採して建設され、さらにゴルフ場を含めた大規模リゾート構想が進行しています。

当協会は次の理由により、この地域におけるゴルフ場計画を中止すること、さらに津別町のヒューマン・グリーン・プランを含むすべての大規模リゾート・プランが抜本的に見直されること、をここに要望するものであります。

(1) これらのゴルフ場やリゾート計画の周辺を流れるほとんどすべての河川は、網走湖に注ぐところ、網走湖は網走国定公園の中心をなす海跡湖で、湖岸にはハンノキ、ヤチダモ、ミズナラなどの広葉樹林が残り、付近には天然記念物に指定されたミズバショウの群落やアオサギの営巣地も見られる。しかし、もともと富栄

養型である同湖は、近年の周辺環境の変化により富栄養化の加速、汚染が進み、藍藻類の異常増殖のため魚の大量死もおこり、アオコなどの異変発生は常態化しようとしている。ちなみに同湖のCOD値は一九六五年には、二・八〇三・二だったのに対し、一九九〇年は三・七〇七・五mg/lを示し、近年は環境基準を恒常的に上回っている。

現在網走湖は良質のシジミ、ワカサギ等の生産が続けられており、地域の産業を支える大きな力となっているが、しかし汚染の度はすでに限界を超えており、網走湖は「死の湖」の寸前にまでできているといっても過言ではない。

(2) 湖水のこれ以上の汚染を防ぐためには、網走川、女満別川等、この湖に流入する河川の汚染を防止し、その水質を向上させることを含め、総合的な保全対策が必要である。そのため、すでに一九八六年以降、網走支庁が中心となって「網走湖環境保全対策推進協議会」が活動し、また昨年は国レベルでの「網走湖水質保全対策検討委員会」が発足し、さらに地元漁協婦人部による沿岸への植樹活動も続けられている。

こうした事態の中で、当該地域にゴルフ場が計画されることは、明ら

かに水質保全対策に逆行するものである。特に女満別川は、ワカサギの自然ふ化河川として漁業生産上極めて重要な位置を占めており、また女満別川右岸の無名沢とその支流のバナクシユベツ川に囲まれた丘陵地上に計画されているゴルフ場は、かりに計画通りに雨水を一定限度まで場内に貯留するクローズド方式を採用にしても、それをオーバーして汚染水が河川へ、さらに湖水に流入する危険が常に存在する。

さらに、津別川流域（共和地区）でのゴルフ場計画や、ヒューマン・グリーン・プランにもとづく津別スキー場はじめリゾート開発の推進は、これらの水系周辺の森林の大規模伐採と環境改変を伴うものであり、生態系の破壊、下流の水量と水質等に今後重大な悪影響を及ぼす危険がある（赤井川等ですでに前例がある）。

一九九一年十月、北海道議会に超党派で提出され、決議された「リゾート乱開発抑制決議」を引くまでもなく、道内ですでに二〇〇カ所以上も開設される可能性があり、地域の活性化にはならず、むしろ地場産業の破壊につながるような、標記ゴルフ場開発はすべて中止すること、

他の大規模リゾート構想も一旦凍結し、抜本的に見直すことを強く要望いたします。

NCニュース



（会場記載のないものは事務所で実施・敬称略）

一九九一年度第三回拡大常務理事会
一九九一年十月二十五日

出席者 俵浩三、鮫島惇一郎、今村朋信、紺谷友昭、中野徹三、福地郁子、熊木大仁、土方晃、平井百合子、山本行雄（十名）

議題

一、仲洞爺ゴルフ場問題について
熊木、土方両理事より現地調査の報告があり、国立公園洞爺湖に直接影響する計画であることから、反対の要望書を作成することが決った。
二、ゴルフ場問題シンポジウムについて

北海道自然保護連合、北海道ゴルフ場問題情報ネットワークとの共催で、十二月一日にシンポジウムを開催することが決った。
三、クレジットカード発行問題について

クレジットカードの乱用が社会問題化している折でもあり、提携カードの発行は見合わせる事になった。

四、七飯町ガルトネルのブナ林の伐採問題について

歴史的遺産として重要なものなので、伐採は最小限にして欲しい、という見解をまとめた。隣接民家に被害が出ていることでもあり、今後の対応は地元と相談して決める。

第一二八回理事会

一九九一年十一月三十日

出席者 小暮得雄、俵浩三、紺谷友昭、福地郁子、柳沢信雄、熊木大仁、田中敦、中川元、土方晃、林吉彦、三浦二郎(十一名)

報告 一、「土幌―然別湖」高原道路に関する質問書の提出について

十一月十三日に道に提出し、書面で回答するよう申し入れた。
二、ガルトネル・ブナ林の伐採計画に関する要望について

函館営林支局宛要望書を送付した。

議題

一、入会者の承認について

A会員二十八名、B会員一名、学生会員二名の入会が承認された。

二、女満別ゴルフ場(仮称)問題について

網走湖周辺地域の一大リゾート構想もあることから、女満別に限定せず、広域的に取り上げ、現地調査の上で今後のすすめ方を検討することになった。

三、リゾート法の改廃問題について
リゾート法については廃止を求めていくことを協会の方針とする、ことが確認された。

新会員紹介

91・12・1、92・1・18現在

【個人A会員】

菊地友江 佐々木一馬
鈴木憲昭 三木正俊
山本盡清 吉田常廣

【個人B会員】

江沢まさ子

【学生会員】

後藤忠志

(敬称略)

雪だるま基金

北海道花の名店会 五〇、〇〇〇円
小原流札幌支部青年部

一、〇〇〇円
一〇〇、〇〇〇円
(嵯峨岳荘)

☆ありがとうございました。(敬称略)

【雪だるま基金納入方法】

郵便振替口座 小樽五―一七二八
口座名 (財)北海道自然保護協会

寄付金

北海道花の名店会 五〇、〇〇〇円
鮫島 博一郎 一、八〇〇円

☆ありがとうございました。(敬称略)

寄贈図書

寄贈者 川辺 百樹

動物たちの地球―フクロウ・トラ
フズクほか

寄贈者 山本 行雄

・許すな、北の大地の核汚染

寄贈者 佐々木榮松

・佐々木榮松作品集

寄贈者 美唄消費者協会

・大地に耳をあててごらん

寄贈者 道自然保護課

・北海道環境白書'91

寄贈者 神原 昭子

・第八回全国自治体政策研究交流会

議報告書

・ゴルフ場を50カ所止めた!
寄贈者 苫小牧市

・苫小牧市の環境 平成三年版
寄贈者 自治労苫小牧市職員労組

・千歳川放水路を検証する

☆ありがとうございました。(敬称略)

NO編集室より

・協会が計画の中止を申し入れていた牡警町の「レイクトウヤゴルフクラブ」について、事業者が道と町に対し、事前協議書の取り下げを申し入れたことが一月二十四日明らかになりました。編集日程の都合で紙面掲載に間に合いませんでしたので、この場を借りてお知らせします。

・前号十四ページの「スウェーデン」と秋篠宮と「は、」スウェーデン国王と秋篠宮と「」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

・次号は六月五日原稿締切り、七月十日頃発行の予定です。会員の皆様

の投稿をお待ちしています。

事務局より

・本年度の協会事務もお陰様で無事終了することができました。これ偏に会員皆様方のご支援ご協力の賜と心から感謝申し上げます。
・四月一日から新年度(一九九二年

度) になりますので、同封の郵便振替用紙により、四月三十日までに新年度会費の納入をお願い致します。なお会費未納の方は新年度会費と合わせて納入して下さい。

〔会費〕
個人A会員 四、〇〇〇円
個人B会員 二、〇〇〇円
(A会員と同一世帯の会員)
学生会員 二、〇〇〇円
団体会員 一口 一〇、〇〇〇円

〔会費納入方法〕
郵便振替口座 小樽一―四〇五五
北海道拓殖銀行本店〇一二二五九
(普通)
北海道銀行本店 一〇一四四四
(普通)

・住所、連絡先及び会員区分を変更された方は、お手数でも早目にお知らせ下さい。

NC七十五号でお知らせしたとおり、一九九一年度総会において理事選任規程が一部改正されました。一九九二年度は理事改選が行われますので、ここに改正された理事選任規程の全文を掲載いたします。

理事選任規程

第一章 総則

第一条 この規程は、本協定会款第二三条第一項の規定による理事の選任について定めるものである。

第二条 理事選任のうち定時選任は、理事選任年の通常総会、補欠選任はそれ以外の通常総会もしくは臨時総会で行う。

第三条 理事の選任は定款第二二条第一項の範囲の中で、理事会があらかじめ定めた定数により選任する。

第四条 欠員による補欠選任は、次点者より順次繰り上げ総会の承認を得て補充することができる。

第五条 選挙管理のため、選挙管理委員会(以下委員会)を設ける。
2 選挙管理委員は五名とし、そのつど会長が会員中より委嘱する。
委員長は委員の互選とする。

第六条 委員会の任務は次の通りとする。

- 一 選挙権者、被選挙権者の確認
- 二 選挙の公示
- 三 候補者の受付および公表
- 四 投票および開票の管理
- 五 当選の確認と発表
- 六 その他の必要な事項

第二章 公示

第七条 委員会は、役員選任年の総会の六〇日以前に選挙の公示を行う。

第八条 公示は会報に掲載することによって、これにかえることができる。
第九条 公示期間は二〇日間とする。

第三章 候補者

第一〇条 選挙の公示日以前に登録を確認された会員は、誰でも個人会員を候補者として推薦できる。ただし一会員が推薦できる候補者数は一〇名以内とする。

第一一条 候補者に推薦しようとするものは、推薦届(別記様式一号)に会員中より三名の推薦者名、被推薦者の承諾書等必要な事項を記入し、候補者公報(候補者紹介、推薦文、抱負等、内容随意。ただし、二〇〇字以内)をそえて公示期間内に委員会に届け出なければならぬ。

第四章 投票

第十二条 委員会は公示期間経過後、候補者および候補者公報を公表する。
公示期間内に候補者が定員を越えた場合は選任投票を行い、越えない場合は信任投票を行う。

第十三条 選任投票は、選挙権者の直接・無記名とし、一〇名以内の候補者名を記入する方法で行う。
投票用紙の配布・回収は郵送をもって行う。

第十四条 信任投票は総会における出席者の無記名投票とする。投票は、各候補者につき信任は〇、不信任は×により行う。

第五章 開票および当選

第十五条 開票は委員会によって行う。
第十六条 信任投票による信任は、有効投票数の過半数とする。

第十七条 不信任者が出た場合は、欠員とみなす。

第十八条 選任投票による当選は、有効投票の中から多数を得た者から順次決定し、同数者の場合は委員会抽選による。

第十九条 当選人の発表は、委員長が総会において行い、総会の承認をうけるものとする。

付則

一 この規程は総会によらなければ改廃できない。
二 この規程は昭和五三年二月一九日より施行する。

付則(第三次改正)

一 この規程は一九九一年五月一八日より施行する。

一九九二年三月十六日

〒札幌市中央区北三十四―一 加森ビル 六階
発行所 社団法人北海道自然保護協会
電話(〇一一)二五一―五四六五
発行人 小 暮 得 雄
印刷 株式会社北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています